

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN

定 款

平成 15 年 6 月 2 日 設立認証
平成 15 年 6 月 11 日 法人成立

令和 3 年 2 月 16 日 変更認証
令和 年 月 日 変更認証

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN (アオパジャパン) と
いう。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、広く航空に関係する個人若しくは航空に关心を寄せる一般市民に
対して、小型航空機を活用した、防災、僻地医療、捜索救難の支援に関する事業、
航空知識の普及に関する事業、航空機を活用した国際親善活動への参画の呼びかけ等
に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進、災害救援、社会教育の推進、国際協力、等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行
う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 全国各地の地方空港を拠点として地方自治体が行う防災訓練への参加事業
- (2) 小型航空機の運航に関する安全講習会の開催事業
- (3) 海外の関係する団体が開催する国際会議への参加事業
- (4) 青少年を対象とした航空教室の開催事業
- (5) 航空に興味ある市民の交流を深めるための飛行に関する支援事業
- (6) 小型航空機に関する操縦技術の向上、運航の安全確保を図るために資料及び情報の、インターネット及び機関紙による開示事業
- (7) 航空英語能力証明試験及び受験推進事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) AOPA-JAPAN 広報用に作成された物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 第9条（1）及び（3）により会員資格を喪失した者は、本条第2項に基づく手続きを経て再入会を認めるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 第7条第2項により入会を認められた者は、速やかに別に定める入会金及び会

費を納入しなければならない。

2 正会員は、毎年、定められた時期に会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決定により退会を勧告する。退会勧告に従わなかった場合は、総会の議決により、この者を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上、15人まで
- (2) 監事 1人以上、2人まで

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人までを副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の

親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
- (11) 会員の除名

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ

い。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3

以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 5 1 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 5 2 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、国に譲渡するものとする。

(合 併)

第 5 3 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 4 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人が管理するインターネットのホームページに掲載して行う。

第10章 雜 則

(細 則)

第 5 5 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 先崎 一郎
副理 事 長 吉田 裕
理 事 青木 正勝
同 佐藤 喜三郎
同 山縣 有徳
同 今橋 一成
同 正久 晃
同 野村 達夫
同 嶋田 和人
同 畑仲 紀子
監 事 福増 一浩
同 片桐 昭

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	5, 000円
	賛助会員	10, 000円
(2) 年会費	正会員	1口 10, 000円
		(但し1口以上)
	賛助会員	1口 10, 000円
		(但し2口以上)

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN

1 事業実施の方針

航空知識・安全の普及、国際協力、社会教育、災害救援等の推進を行うとともに、新たにその他事業として広報用に作成された物品の販売事業等に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

【事業費の総費用 4,020(千円)】

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
全国各地の地方空港を拠点として地方自治体が行う防災訓練への参加事業	福島薬剤師会と協賛で「令和7年度災害時の薬剤師・医薬品等移送訓練」を実施	10月	福島スカイパーク	15	福島薬剤師会・歯科医師会及び一般市民	1000人	200
小型航空機の運航に関する安全講習会の開催事業	国土交通省航空局技量維持認定安全講習会の開催	6月 12月	東京	70 70	航空に興味ある市民	300人	1,000
海外の関係する団体が開催する国際会議への参加事業	IAOPA 加盟国の一員として米国本部と情報の共有化	通年	東京	2	"	300人	130
青少年を対象とした航空教室の開催事業	青少年航空教室を開催し体験搭乗等を実施し小型機をより身近に親しんでもらうための活動の推進	8月	全国	10	航空に興味ある青少年	30人	250
航空に興味ある市民の交流を深めるための飛行に関する支援事業	岩国基地フレンドシップデーに参加	5月	岩国基地	30	航空に興味ある市民	100,000人	170
	横田基地友好祭に参加	5月	横田基地	30	"	200,000人	150
	北宇都宮基地祭	5月	北宇都宮基地	13	"	30,000人	70
	北海道スカイスポーツフェアフライイン	9月	美唄スカイパーク	45	"	10,000人	300
	松本空港空の日イベント	9月	松本空港	16	"	1000人	150

小型航空機に関する操縦技術の向上、運航の安全確保を図るために資料及び情報のインターネット及び機関紙による開示事業	機関紙「ニュースレター」を4回発行し、関連団体及び国会図書館に納本	通年	東京	5	航空に興味ある市民及び関連団体	1,300人	1,200
航空英語能力証明試験及び受験推進事業	航空英語能力証明試験を日本航空運航訓練部に委託実施	通年	日本航空	20	航空に興味ある市民	3,000人	400
					受験を希望する操縦士	50人	0

(2) その他の事業

【事業費の総費用 500千円】

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従業者人数	事業費(千円)
AOPA-JAPAN 広報用に作成された物品の販売事業	AOPA-JAPAN 広報用に作成された物品を基地祭等参加時に販売	通年	全国	10人	500

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN

1 事業実施の方針

航空知識・安全の普及、国際協力、社会教育、災害救援等の推進を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

【事業費の総費用 3,820(千円)】

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
全国各地の地方空港を拠点として地方自治体が行う防災訓練への参加事業	福島薬剤師会と協賛で「令和7年度災害時の薬剤師・医薬品等移送訓練」を実施	10月	福島スカイパーク	15	福島薬剤師会・歯科医師会及び一般市民	1000人	200
小型航空機の運航に関する安全講習会の開催事業	国土交通省航空局技量維持認定安全講習会の開催	6月 12月	東京	70 70	航空に興味ある市民	300人	1,000
海外の関係する団体が開催する国際会議への参加事業	IAOPA 加盟国の一員として米国本部と情報の共有化	通年	東京	2	"	300人	130
青少年を対象とした航空教室の開催事業	青少年航空教室を開催し体験搭乗等を実施し小型機をより身近に親しんでもらうための活動の推進	8月	全国	10	航空に興味ある青少年	30人	250
航空に興味ある市民の交流を深めるための飛行に関する支援事業	岩国基地フレンドシップデーに参加	5月	岩国基地	30	航空に興味ある市民	100,000人	170
	横田基地友好祭に参加	5月	横田基地	30	"	200,000人	150
	北宇都宮基地祭	5月	北宇都宮基地	13	"	30,000人	70
	北海道スカイスポーツフェアフライイン	9月	美唄スカイパーク	45	"	10,000人	300
	松本空港空の日イベント	9月	松本空港	16	"	1000人	150

小型航空機に関する操縦技術の向上、運航の安全確保を図るために資料及び情報のインターネット及び機関紙による開示事業	機関紙「ニュースレター」を4回発行し、関連団体及び国会図書館に納本	通年	東京	5	航空に興味ある市民及び関連団体	1,300人	1,100
	インターネットのホームページによる情報提供・広報活動・情報開示	通年	東京	20	航空に興味ある市民	3,000人	300
航空英語能力証明試験及び受験推進事業	航空英語能力証明試験を日本航空運航訓練部に委託実施	通年	日本航空	2	受験を希望する操縦士	50人	0

(2) その他の事業

【事業費の総費用 500千円】

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従業者人数	事業費(千円)
AOPA-JAPAN 広報用に作成された物品の販売事業	AOPA-JAPAN 広報用に作成された物品を基地祭等参加時に販売	通年	全国	10人	500

令和7年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	5,885,000 38,000	5,923,000		0	5,923,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0		0	0
3 受取助成金等 受取補助金		0		0	0
4 事業収益 小型航空機の運航に関する安全講習会の開催事業収益 AOPA-JAPAN広報用に作成された物品の販売事業収益	480,000	480,000	1,200,000	1,200,000	1,680,000
5 その他の収益 雑収入 受取利息	300,000 840	300,840		0	300,840
経常収益計		6,703,840		1,200,000	7,903,840
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当	600,000	960,000		0	960,000
(2) その他経費 賃借料	360,000				
(3) その他経費 会議費 旅費交通費 旅謝金 通信運搬費 印刷製本費(ニュースレター) 広報・表彰日 ホームページ更新費 消耗品費 接待交際費 売上原価	820,000 400,000 200,000 480,000 720,000 40,000 200,000 150,000 50,000	3,060,000		500,000	3,560,000
事業費計		4,020,000		500,000	4,520,000
2 管理費					
(1) 人件費 給料手当	600,000	600,000		0	600,000
(2) その他経費 顧問税理士費 顧問弁護士費 裁判費 会議費 旅費交通費 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費 賃借料 広告宣伝費 接待交際費 新聞図書 諸会費 商標登録費 租税公課 雑費	132,000 660,000 0 500,000 330,000 124,470 220,000 200,000 360,000 30,000 100,000 40,000 100,000 400,000 600 10,000	3,207,070		300,000	3,507,070
管理費計		3,807,070		300,000	4,107,070
経常費用計		7,827,070		800,000	8,627,070
当期経常増減額【A】-【B】...①		-1,123,230		400,000	-723,230
【C】 経常外収益					
固定資産売却益 過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】...②		0		0	0
総理区分振替額...③		400,000		-400,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③...④		-723,230		0	-723,230
法人税、住民税及び事業税...⑤ 前期繰越正味財産額...⑥					100,000 2,291,939
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					1,468,709

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計	
	金額	小計・合計	金額	小計・合計		
(A) 経常収益						
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	5,885,000 38,000	5,923,000	0	0	5,923,000	
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0	0	0	0	
3 受取助成金等 受取補助金		0	0	0	0	
4 事業収益 小型航空機の運航に関する安全講習会の開催事業収益 AOPA-JAPAN広報用に作成された物品の販売事業収益	480,000	480,000	1,200,000	1,680,000	1,680,000	
5 その他の収益 雑収入 受取利息	300,000 840	300,840	0	0	300,840	
経常収益計		6,703,840		1,200,000	7,903,840	
(B) 経常費用						
1 事業費						
(1) 人件費 給料手当	600,000	960,000	0	960,000	960,000	
(2) その他経費 賃借料	360,000					
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 諸謝金 通信運搬費 印刷製本費（ニュースレター） 広報・表彰日 ホームページ更新費 売上原価	820,000 400,000 200,000 480,000 720,000 40,000 200,000	2,860,000	500,000	3,360,000	3,360,000	
事業費計		3,820,000		500,000	4,320,000	
2 管理費						
(1) 人件費 給料手当	600,000	600,000	0	600,000	600,000	
(2) その他経費 顧問税理士費 顧問弁護士費 裁判費 会議費 旅費交通費 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費 賃借料 広告宣伝費 接待交際費 新聞図書 諸会費 租税公課 雑費	132,000 660,000 0 500,000 330,000 124,470 220,000 350,000 360,000 30,000 150,000 40,000 100,000 600 10,000	3,007,070	200,000 50,000 50,000	300,000	3,307,070	3,307,070
管理費計		3,607,070		300,000	3,907,070	3,907,070
経常費用計		7,427,070		800,000	8,227,070	8,227,070
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①		-723,230		400,000	-323,230	-323,230
(C) 経常外収益						
固定資産売却益 過年度損益修正益						
経常外収益計		0		0	0	0
(D) 経常外費用						
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損						
経常外費用計		0		0	0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②		0		0	0	0
経理区分振替額 ... ③		400,000		-400,000	0	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ... ④		-323,230		0	-323,230	-323,230
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤				100,000		100,000
前期繰越正味財産額 ... ⑥					1,468,709	1,468,709
本期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					1,045,479	1,045,479